

出雲市障がい者福祉タクシー制度

交付対象者	【基本条件】					
	<ul style="list-style-type: none"> 出雲市在住、在宅生活であること(施設入所、入院中は除く) 本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者 <ul style="list-style-type: none"> ※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護も施設入所に含まれます。 ※所得要件の判定：申請月が4～6月までは前年度、7月からは当該年度の住民税を基準とします。 					
	【交付区分】 次のいずれかに該当する方			一般用	車いす用	ストレッチャー用
	障がい者手帳	身体障がい者手帳 (主たる障がい等級による)	視覚 1, 2 級	○72枚		
			肢体不自由 1, 2 級	○36枚	○72枚	○144枚
			その他障がい 1, 2 級	○36枚		
		精神障がい者保健福祉手帳 1, 2 級		○36枚		
		療育手帳 A, B		○36枚		
	要介護度		3		○72枚	
			4, 5		○72枚	○144枚
手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」をお持ちの人				○72枚	○144枚	
<p>※車いす用：常時、車いすを利用しなければ外出が困難な方を対象とします。</p> <p>※ストレッチャー用：常時、ストレッチャーを利用しなければ外出が困難な方を対象とし、ストレッチャー車両のみ利用できます。</p> <p>※身体障がい者手帳の再認定日、精神障がい者保健福祉手帳の有効期限、療育手帳の再判定日が過ぎている場合は、タクシー利用券の交付はできません。新たな手帳の再交付又は更新手続き済の方は、手帳交付後に申請できます。</p>						
助成額	利用券 1 枚につき 500 円 (6 枚分の利用券が 1 枚の用紙に印刷されます)					
有効期限	交付日から 1 年後の月の末日 (例：令和 5 年 5 月中に交付⇒有効期限“令和 6 年 5 月 31 日”)					
申請方法	<p>【申請場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市役所 福祉推進課 各行政センター市民サービス課 <p>※交付要件に該当される方に、タクシー利用券を即日交付いたします。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい等要件が確認できるもの (障がい者手帳、介護保険証、医師の意見書) 窓口に来られる方の本人確認資料 (障がい者手帳、マイナンバーカード、運転免許証等) <p>※申請に来られる方が本人または同一世帯員以外の場合は、申請書下部《代理申請を行う場合》の助成対象者欄に、本人の署名または記名・押印が必ず必要です。</p> <p>※申請書は、窓口に用意しています。または、出雲市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※「医師の意見書」は初回申請時に必要です。申請窓口にてご相談ください。</p>					

【お問い合わせ】

◆本庁 出雲市役所 福祉推進課 Tel21-6959 Fax21-6598

◆各行政センター市民サービス課

(平田) Tel63-5567 Fax62-4369

(佐田) Tel84-0118 Fax84-0579


(多伎) Tel86-3116 Fax86-3561


(湖陵) Tel43-1215 Fax43-1433

(大社) Tel53-3116 Fax53-4493

(斐川) Tel73-9110 Fax73-9119

出雲市障がい者福祉タクシー利用券の利用方法

利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 利用券の利用者氏名欄に記載のある方がご利用いただけます。 利用券に利用年月日を記入し、運転手にお渡しください。 障がい者手帳（ミライロIDを含む、お持ちでない場合は介護保険証等）を提示してください。 1回の乗車につき、運賃を超えない範囲で何枚でも利用できます。おつりは出ません。 6枚のタクシー券が1枚の用紙に印刷されています。ミシン目で1枚ずつ切り離してご利用ください。 身体障がい者手帳、療育手帳のタクシー運賃1割引の制度との併用ができます。 利用券は、一般用・車いす用・ストレッチャー用の3種類です。利用できる車両が決まっています。 <table border="1" data-bbox="276 577 1078 846"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">【利用できる車両】</th> <th colspan="3">タクシー</th> </tr> <tr> <th>一般車両</th> <th>車いす車両</th> <th>ストレッチャー車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">利 用 券</td> <td>一般用</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>車いす用</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー用</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> 	【利用できる車両】		タクシー			一般車両	車いす車両	ストレッチャー車両	利 用 券	一般用	○	○	○	車いす用	○	○	○	ストレッチャー用			○
【利用できる車両】				タクシー																		
		一般車両	車いす車両	ストレッチャー車両																		
利 用 券	一般用	○	○	○																		
	車いす用	○	○	○																		
	ストレッチャー用			○																		
主な注意点	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の介護タクシーは、運賃部分のみ利用できます。有料道路料金や送迎料は利用者のご負担となります。 買い物や通院などで利用できます。ただし、入院・入所中で、転院・転所・一時帰宅される場合は利用できません。（在宅生活ではないため） 利用券は裏面の出雲市内業者のみ利用できます。 破損、紛失された場合の再交付はできません。 交付枚数をすべて使用された場合、有効期限内の追加交付はできません。 																					
返却が必要な場合	<p>次に該当する場合は、本庁・各行政センター市民サービス課へ利用券を返却ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡 ・ 市外転出 ・ 施設等に入所された場合 <table border="1" data-bbox="276 1312 1490 1599"> <thead> <tr> <th>【利用できる場合】</th> <th>【利用できない場合】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の人が入院、入所するとき 在宅の人がショートステイ、デイサービスを利用するとき 入院・入所中の人、退院・退所するとき 障がい者グループホーム等に入所中の人 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所中・病院に入院中の人 認知症グループホームに入所中の人 入院・入所中の方の転院・一時帰宅するとき </td> </tr> </tbody> </table>	【利用できる場合】	【利用できない場合】	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の人が入院、入所するとき 在宅の人がショートステイ、デイサービスを利用するとき 入院・入所中の人、退院・退所するとき 障がい者グループホーム等に入所中の人 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所中・病院に入院中の人 認知症グループホームに入所中の人 入院・入所中の方の転院・一時帰宅するとき 																	
【利用できる場合】	【利用できない場合】																					
<ul style="list-style-type: none"> 在宅の人が入院、入所するとき 在宅の人がショートステイ、デイサービスを利用するとき 入院・入所中の人、退院・退所するとき 障がい者グループホーム等に入所中の人 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所中・病院に入院中の人 認知症グループホームに入所中の人 入院・入所中の方の転院・一時帰宅するとき 																					
有効期限	交付日から1年後の月の末日（例：令和5年5月中に交付⇒有効期限〃令和6年5月31日〃）																					

次回交付	<p>前回交付した月から1年経過した月の1日以降 （左記受付日から1年経過した月の1日以降に交付可能）</p> 	<p>市受付印欄</p>
------	--	--------------

【お問い合わせ】

◆本庁 出雲市役所 福祉推進課 TEL21-6959 Fax21-6598

◆各行政センター市民サービス課

(平田)TEL63-5567 Fax62-4369 (佐田)TEL84-0118 Fax84-0579

(多伎)TEL86-3116 Fax86-3561 (湖陵)TEL43-1215 Fax43-1433

(大社)TEL53-3116 Fax53-4493 (斐川)TEL73-9110 Fax73-9119

タクシー利用券交付日

◆利用できる障がい者福祉タクシー事業所◆

(令和6年4月1日現在)

地域	事業所		所有車両			電話番号	FAX	
	名称	所在地	一般	車いす	ストレッチャー		FAX番号	予約受付時間
出雲	出雲一畑交通	常松町	●	●		21-1144	21-2483	7:00~19:00
	出雲第一交通	塩冶善行町	●			21-2555	21-2556	24時間可能
	出雲中央交通	枝大津町	●			22-4141	23-4773	9:00~17:00
	えるだー	駅南町3丁目	●	●		24-9688	—	—
	介護タクシー おひさま	上塩冶町	●	●		31-4649	—	—
	介護・福祉タクシーいるか	上島町	●	●		090-8061-9813	—	—
	ケアサービス出雲	塩冶町	●	●		21-0936	23-0197	9:00~17:00 (日・祝不可)
	コミュニティーサポートいずも	今市町北本町	●	●		31-4165	31-4166	8:30~17:00
	谷本ハイヤー	矢野町	●	●	●	21-1051	22-7763	24時間可能
	チェリーサポート	大津町		●	●	23-3919	23-3919	8:00~17:30 (平日のみ)
	日本交通	浜町	●			21-0475	21-0476	7:00~19:00
	福祉タクシーたなか	菟舂町	●	●		090-5414-6636	—	9:30~20:00 (平日のみ)
	福祉タクシーながた	知井宮町	●	●		090-4574-0529	—	—
	福祉タクシー結	塩冶町	●	●		080-9137-4037	22-1195	7:00~21:00
	みどり介護タクシー	西林木町	●	●		080-6347-1482	23-4726	8:00~17:00 (日・祝不可)
やくも観光	知井宮町	●			21-1683	22-5972	7:30~20:00	
平田	アタゴタクシー	西平田町	●			62-3400	63-4338	8:00~20:00
	ケアタクシーそら	平田町	●	●	●	080-3606-4560	—	—
	こうじや介護福祉タクシー	西郷町	●	●	●	27-9126	27-9146	8:30~17:30
	たすけあい平田	平田町	●	●		62-0257	62-0258	8:30~17:30
佐田	介護タクシー わだ	佐田町大呂	●	●		84-1082	—	—
	スサノオ観光	佐田町反辺	●	●		84-0337	—	—
多伎	やくも観光 小田営業所	多伎町小田	●			86-2113	—	—
大社	出雲観光タクシー	大社町北荒木	●			53-3230	53-6020	8:00~18:00
	パトス	大社町遙堤	●	●		090-3375-7295	—	—
斐川	足立タクシー	斐川町荘原	●			72-0336	72-0337	7:00~0:00
	活き活き介助福祉タクシー	斐川町荘原	●	●		31-7336	—	—
	介護福祉タクシーたたの	斐川町荘原	●	●	●	080-5627-5683	—	—
	金太郎の家	斐川町学頭	●	●		72-5110	72-5192	8:30~17:30 (日不可)
	ハートフル 光彩	斐川町直江	●	●		25-8335	25-8336	7:00~20:00
	斐川タクシー	斐川町直江	●			72-0246	72-0268	8:30~16:00 (平日のみ)
	フラワー観光	斐川町上庄原	●	●	●	72-5587	72-4708	8:00~17:00 (利用日2日前まで)
	たいしゃRe.	斐川町鳥井	●	●	●	070-3798-4541	—	9:30~17:30 (平日のみ)

※車いす用利用券で、一般車両の乗車も可能です。その場合、車いすからの移乗を要します。

※ストレッチャー用利用券は、ストレッチャー車両のみ乗車可能です。